

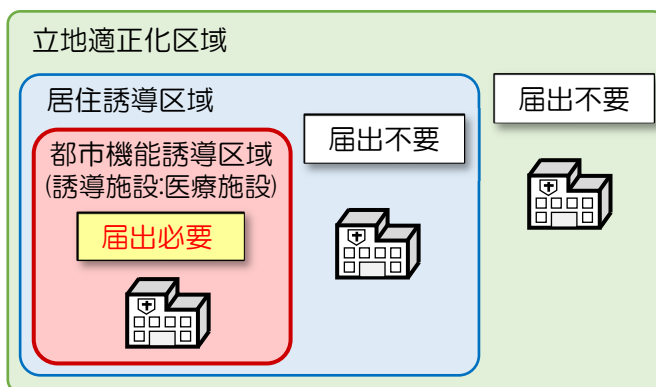
都市機能誘導区域内の事前届出について

■ 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域で、誘導施設を休止し、又は廃止しようとする場合には、市長への届出が義務付けられています。（都市再生特別措置法第108条の2第1項）

届出が必要な区域

※右図は、誘導施設である病院を休止し、又は廃止する場合の届出が必要な区域のイメージ図



届出対象行為

施設の休止

- 誘導施設の営業等を一時的に休む場合

施設の廃止

- 誘導施設の営業等をやめる場合

誘導施設

- 医療施設：医療法第1条の5に定める施設のうち、「内科」「外科」「整形外科」「小児科」「歯科」を診療科目とする施設
- 保健センター：市民の健康の保持及び増進を図るための施設（豊川市保健センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系高齢者施設：老人福祉法第5条の2の事業のうち老人短期入所事業を除く事業を行う施設
- 通所・訪問系障害者福祉施設：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条の事業のうち施設入所支援を除く事業を行う施設
- 子育て支援センター：子育て支援の推進を図り、もって児童の健全な育成に資する施設（豊川市子育て支援センター条例に定める施設と同等の施設）
- 通所・訪問系障害児福祉施設：児童福祉法第6条の2の2②から⑥に定める施設
- 幼稚園、保育所等：学校教育法第1条に規定する幼稚園、児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する認定こども園並びに児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち家庭的保育事業及び事業所内保育事業を除く事業
- 図書館：図書館法第2条に定める施設
- 生涯学習センター：地域における实际生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行うとともに、市民の交流及び地域活動の発展に資する施設（豊川市生涯学習センター条例に定める施設と同等の施設）
- 大規模小売店舗：大規模小売店舗立地法の第2条、第3条第1項、大規模小売店舗立地法施行令第2条に定める施設
- 市役所：地方自治法第4条、豊川市役所の位置を定める条例に定める施設
- 支所：地方自治法第155条、豊川市支所設置条例に定める施設

■ 届出の時期

誘導施設を休止し、又は廃止する **30 日前までに届出**を行うこととなります（都市再生特別措置法第108 条の2 第1 項）。

■ 届出書類の作成

届出は、「誘導施設の休廃止届出書」（届出様式は巻末の参考資料を参照）により行います。

■ 市による助言・勧告等

新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止し、又は廃止しようとする誘導施設を有効に活用する必要があると判断した場合には、休止し、又は廃止しようとする誘導施設の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

誘導施設の休廃止届出書

年 月 日

豊川市長 殿

届出者 住 所

氏 名

連絡先

都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 1 項の規定に基づき、誘導施設の（休止・廃止）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

2 休止（廃止）しようとする年月日 年 月 日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。

2 4 (2) 欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。